

# 業務指示書

## コンゴ民主共和国キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画（第二次）事業化調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年11月12日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年11月17日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなりません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路整備に係るO/D、B/D、D/D、S/V

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）、副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／道路計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コンゴ民主共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路付帯設備設計】

- 1) 類似業務の経験：道路付帯設備設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コンゴ民主共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年11月21日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい、
  
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(CDF1 = 0.120 円, US\$1 = 109.45 円, EUR1 = 138.85 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： ~  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路計画  
道路付帯設備設計

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.37 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年12月2日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (事業性調査の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表

コンゴ民主共和国キンシャサ市ボワ・ルー通り補修及び改修計画（第二次）事業化調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／道路計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路付帯設備設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1 調査の背景

コンゴ民主共和国は熱帯雨林気候にあり、1年のうち約9ヶ月間が激しい雨を伴う雨期となっており、道路の傷みは急速に進行する中で、首都圏内の道路は内戦中に維持管理が行われず、主要幹線道路においても舗装の老朽化が顕著である。このことにより交通が妨げられ、深刻な渋滞が常態化しており首都機能が低下している。現在、空港と首都キンシャサ市内を結ぶ主要道路の一つのポワ・ルー通りについては、幹線道路であるだけでなく、沿道に位置する運輸業、製造業のための産業道路となっているが、傷みが激しく、特に雨期においては通常の通行がほとんど不可能な状態となり、蛇行する車で交通が麻痺する状態にあった。これを受けて、当機構では無償資金協力事業「コンゴ民主共和国キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画」（2012年10月完工）「コンゴ民主共和国キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画（第二次）」（2014年5月完工）を実施した。

上記2案件の対象区間において、今般相手国政府から「コンゴ民主共和国キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画（第二次）の残余金を利用しての街路灯設置の追加要請が接到了。上記2案件計画時には、ポワ・ルー通りは2車線の計画であったが、先方政府の要望により、先方政府事業として4車線への拡幅が決定し、その際に街路灯設置は先方負担事項と整理された。しかし先方は拡幅事業の着実な実施を最優先として必要予算の確保に取り組んできたため、街路灯設置の必要性は認識していたものの、拡幅工事期間中は街路灯設置の予算まで確保することは難しい状況が続いた。2014年に入り拡幅工事の完工目途はついたものの、先方実施機関ではさらに街路灯設置に係る予算を確保することは困難であり、またキンシャサ市からの予算配布も不可能であったことを受け、今般我が国に対して無償資金協力での街路灯設置要請に至った。

キンシャサ市は2009年の準備調査時に比べ経済発展が進んでおり、夜間交通量も増加している。道路が改良され速度が上がりやすくなったため交通事故も増加しており、街路灯の設置は夜間の安全な走行のため必要性が認められる。また他の主要道路でも街路灯設置が進んでおり、大統領による強い要望のある状況で、日本の無償資金協力により整備した当該道路のみ街路灯がない状態は無償援助のプレゼンスに負の影響が懸念される。

### 2 調査の目的

「コンゴ民主共和国キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画（第二次）」の残余金にて街路灯設置の無償資金協力を実施することを前提として、コンゴ民主共和国キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画第一次および第二次の対象区間におい

て、街路灯設置の効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、概略設計・詳細設計を行い、入札図書（案）を作成するとともに、相手国側分担事項の内容、運営維持管理等の留意事項などを提案する。

### 3 調査対象地域

コンゴ民主共和国 キンシャサ市ポワ・ルー通りの「コンゴ民主共和国キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画」および「コンゴ民主共和国キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画（第二次）」対象区間（全長約 12 km）

### 4 調査業務の範囲

コンサルタントは、「2 調査の目的」を達成するために、「5 調査方針及び留意事項」「6 調査の内容」に示す調査を実施し、調査の進捗に応じて「7 成果品等」に示す報告書を作成する。

### 5 調査方針及び留意事項

- (1) 本調査では①街路灯方式の決定及び概略設計・詳細設計実施に必要な調査、協議、情報収集を行うための第1次現地調査、②先方関係者に街路灯方式決定に係る説明・協議を行い、必要に応じて追加調査・情報収集を行うための第2次現地調査の計2回の現地調査を想定している。また、現地調査においては当機構から調査団員が参加することを想定している。
- (2) 街路灯方式は、太陽光方式と配電式どちらの設置が効率的・効果的か検討を行う。太陽光方式の導入検討に当たっては以下の点に留意する。
  - ① 現地日照条件で、街路灯として必要な照度を確保できるだけの蓄電ができるかどうか
  - ② 夏期など高温時には蓄電性能が落ちると想定されるため、高温時にも蓄電に必要な照度を確保できるかどうか
  - ③ 蓄電池の耐用年数、交換用蓄電池の入手可能性、必要経費
- (3) 街路灯は「コンゴ民主共和国キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画（第二次）」残余金にて設置を行うが、残余金で対応できない範囲があれば残り区間については先方政府負担事業として設置とすることを想定している。無償資金協力による街路灯設置請負業者と同じ業者を契約の上、同

時施工を行うことが望ましい。なお、概略設計および詳細設計は全区間（約12 km）を対象として行うが、入札図書（案）については残余金の範囲での施工部分を対象とする。

- (4) 報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（2011年3月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」）を参考とし、同ガイドラインと共通する箇所についてはそれに準じた内容とする。それ以外の箇所については、国内解析時に目次立てを検討する。
- (5) 工事中の安全対策については十分留意し施工計画を立案する。
- (6) 本調査を実施するコンサルタントは本調査において特段の問題がなければ、当機構が先方政府に推薦し、街路灯設置に係る施工監理業務を行うことが想定されている。

## 6 調査の内容

上記「5 調査方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。なお、以下の業務分担を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な分担がある場合プロポーザルに含めて提案すること。

- (1) 国内事前準備
  - ① 関連資料の解析・検討を行い、対象区間の全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画ならびに協力計画案を検討する。その際、コンゴ民主共和国 キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画準備調査報告書について確認すること。
  - ② 現地調査前に街路灯配置（案）を検討するために、道路図面（拡幅工事含む）を確認すること。
  - ③ 上記も踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- (2) 第一次現地調査
  - ① インセプション・レポートの説明・協議  
インセプション・レポートを相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。特に、以下の事項について必ず説明を行う。  
ア) 街路灯は「コンゴ民主共和国キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画（第二次）」の残余金の範囲内で設置を行うが、残余金で対応できない範囲があれば先方政府負担事業による設置を想定している

こと。

イ) 街路灯方式について、太陽光式か配電式かを本事業化調査前半にて調査・検討の後、先方とインテリムレポートの協議の上決定し、後半で概略設計、詳細設計、および入札図書（案）作成を行う計画であること。

② サイト状況調査

街路灯設置計画の検討に必要なサイト状況調査を実施する。以下の点が考えられるがコンサルタントとして必要と考える調査事項、効率的な調査方法を提案すること。なお、埋設物調査については、現地再委託を可とする（別紙1仕様書参照）。

ア) 道路状況（幅員、路面状況、整備状況等）を確認する。

イ) 道路周辺状況（街路灯設置の検討に必要な道路沿線の土地利用、人家の密集度、用地確保の有無等）を確認する。

ウ) 道路周辺における電力供給整備状況について確認する。

エ) 埋設物を含む既存ユーティリティ（水道管、電力線、電話線等）の状況を確認し、移設・撤去の必要性を確認する。

オ) 街路灯設置に関連する、自然条件を確認する。特に、太陽光式の検討のため、乾季と雨季の日照時間について確認する。

カ) 資材ヤード・建設ヤード等の用地を確認する。

③ 施工計画調査

ア) 工事中の交通障害が最小限となるような設計、施工法、工期、交通処理等を検討する。特に、交差点等の渋滞個所に注意して施工計画を検討する。

イ) 特に配電式にて街路灯を設置する場合、国营電力会社 SNEL(Société nationale d'électricité)との調整が必要となるため、配電に係る作業分担、費用分担を確認する。案件実施に必要な各種手続き（事業許認可等）及び必要とされる期間等を確認する。

④ 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンなど）

ア) コンゴ民主共和国内及び想定される第三国の施工業者の施工能力、技術力等について、調査、検討する。

イ) 資機材、建設機械の調達先（現地調達、第三国調達、本邦調達）、調達方法、調達価格等の妥当性を調査する。特に南アフリカ等第三国からの資機材調達をすることが想定される。資機材の輸送経路、荷揚げ港における通関手続き、輸送梱包費等を調査する。

⑤ 運営維持管理体制調査

ア) 街路灯維持管理担当機関を調査し、担当機関の人員配置計画、予算措置、街路灯維持管理に関する技術的能力、街路灯の運用・保守管理にかかる能力（技術者の能力・実施体制、交換用部品等の保守・調達体

制)を調査する。

- イ) 街路灯維持管理担当機関の財務状況を調査し、予算確保等適切な維持管理が行えることを確認し、必要な場合支援策について検討する。

(3) 第一次国内解析

① 現地調査結果概要の報告

現地調査の結果を踏まえ、帰国後 14 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。街路灯設置の妥当性や街路灯の方式(案)、想定総事業費等を現地調査結果概要に含める。

② 街路灯方式の検討

現地調査及び帰国報告会の結果を踏まえ、太陽光式と配電式の長所・短所を整理の上、当機構と協議し、最適な街路灯方式の検討・決定を行う。

③ インテリムレポートの作成

現地調査結果及び街路灯方式の検討結果を踏まえ、インテリムレポートを作成する。右レポートには街路灯設置優先区間等、街路灯配置案やその時点での概算額、先方負担事項等も記載すること。

(4) 第二次現地調査

① インテリムレポートの説明・協議

ア) インテリムレポートについて、相手国政府関係者に説明・協議する。特に、街路灯方式の選定に関し、比較検討結果を説明し、最終方針の確認を行う。先方からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じ概略設計及び詳細設計に反映させる。

② 先方負担事項の説明

ア) 事業対象範囲外の先方負担範囲の実施にかかる提言を行う。事業対象範囲の施工業者と契約して同時施工した場合の費用や工期を説明し、先方負担範囲を円滑に実施できるようアドバイスを行う。

イ) 免税等、事業対象範囲に係る先方負担事項の金額を算出し、説明を行う。また、移設が必要となる施設が生じる場合、先方実施能力の有無を確認したうえで、費用概算や所要期間を算出し、円滑な移設が出来るようアドバイスを行う。

ウ) 先方負担事項実施にかかる関係省庁からの許認可の必要性/所用期間について確認を行い、先方に提案を行う。また、工事実施の前提となるものについて実施完了時期の確認を行う。(入札公示前に完了することを基本とする。)

③ 概略設計、詳細設計のための追加調査

第一次現地調査で不足していた情報を収集する。

(5) 第二次国内解析

① 第二次現地調査結果の報告

第二次現地調査の結果を踏まえ、帰国後 14 日以内に第二次現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

② 概略設計の実施

ア) 決定した街路灯方式に基づいて事業対象範囲を決定する。事業対象範囲外の先方負担による街路灯設置範囲についても、概略設計は行うこととする。

イ) 関連計画・自然条件調査との整合性を十分はかったうえで具体的な街路灯設置位置等の施工計画を定め、適切な数量・設置個所を検討する。

ウ) 街路灯の方式等について、コスト・環境社会配慮・維持管理の容易性等の観点から検討を行い、概略事業費を算定のうえ、最適な方式を提案する。

エ) 乾季と雨季との道路状況の差異・特徴を考慮し、施工計画を設定する。

オ) 建設用重機等の運搬時ルートを距離、交通障害等から検討し、施工計画に反映させる。

カ) 設計・積算方針会議を開催し、概略設計方針について関係者と協議を行う。帰国報告会及び設計・積算方針会議での議論も踏まえて、必要な解析・検討を行い、事業化調査報告書及び概略事業費積算内訳書を作成する。設計・積算に当たっては、資金協力に係る設計・積算マニュアル（試行版）「補完編（土木分野）」または「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（補完編・別冊を含む）（2009年3月）に従い、設計総括表、積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。最終的に確認された設計総括表、積算総括表は事業化調査報告書に参考資料として添付することとする。

③ 詳細設計の実施

概略設計結果を踏まえて、詳細設計を実施する。詳細設計後、OD/DD比較表を作成し、当機構へ提出する。

④ 入札図書（案）の作成

詳細設計を踏まえて、入札図書（案）の作成を行う。なお、入札図書（案）の最終化にあたっては、調査終了後の実施段階において先方と締結されるコンサルタント契約の後に、施主から入札図書（案）の承認を得ることとする。

7 成果品等

(1) 調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、④から⑥を成果品とする。

- ① 業務計画書 : 和文 5 部
- ② インセプション・レポート : 和文 5 部、仏文 5 部
- ③ インテリムレポート : 和文 5 部、仏文 5 部
- ④ 概略事業費積算内訳書 : 和文 3 部
- ⑤ 事業化調査結果報告書 : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R 2 枚  
: 仏文 (製本版) 8 部及び CD-R 2 枚  
: 和文 (簡易製本版) 3 部及び CD-R2 枚
- ⑥ 入札図書 (案) : 仏文 1 部 (和文仮訳付き)

注) 事業化調査結果報告書 (和文: 製本版) には事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

## (2) 報告書等の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、仏文報告書、仏文文書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

報告書の仕様 (印刷・製本及び電子化の仕様) は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」に定める内容に従うものとする。



### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1 業務工程

2015年1月上旬に業務計画書を提出し、それ以降は以下を参考にする。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な実施スケジュールがある場合は、プロポーザルにて提案すること。

#### 2 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体 約 8.34M/M

作業項目	2014年度				2015年度	
	12月	1月	2月	3月	4月	5月
契約	▲					
国内準備	□					
第一次現地調査		■				
第一次現地調査結果報告会			▲			
第一次国内解析			□			
インテリムレポート提出				▲		
第二次現地調査				■		
第二次現地調査結果報告会					▲	
第二次国内解析					□	
事業化調査報告書提出						▲

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。なお、以下に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/道路計画（2号）
- ② 道路付帯設備設計（3号）
- ③ 施工計画・積算
- ④ 通訳（日本語／仏語）

##### (3) 通訳

本調査には通訳（日本語／仏語）を配置すること。本邦、第三国から参団、現地雇用等についてはプロポーザルにて提案すること。なお、経費は直接費のみとする。

### 3 JICA からの参加団員の構成と現地調査行程

第1次及び第2次現地調査にはJICAからの調査団参加を予定している。それぞれの現地調査における参加概要は以下のとおり。

#### (1) 第1次現地調査

- ① 団員構成：総括、計画管理
- ② 調査行程：約8日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本街路灯設置事業の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

#### (2) 第2次調査

- ① 団員構成：総括、計画管理
- ② 調査行程：約8日間
- ③ 目的：街路灯方式や先方負担事項について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

### 4 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。なお、この他にも再委託が適切と考えられる業務あれば、プロポーザルにて提案すること。

・サイト状況調査のうち、埋設物調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

### 5 参考資料

#### (1) 配布資料

・道路図面（拡幅後）

#### (2) 閲覧資料

・コンゴ民主共和国 キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画準備調査報告書（JICA 図書館より入手可能）

## 6 その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン(2013年11月版)要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任のJICA 団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、JICA 団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの清算は必要ない。

### (4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、当機構コンゴ民主共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とする。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上

(別紙1)

コンゴ民主共和国キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画（第二次）  
事業化調査にかかる埋設物調査仕様書案

1. 目的

本調査における埋設物調査は、適切な街路灯方式・仕様・施工方法を検討するためにプロジェクトサイトにおける埋設物の状況を的確に把握するもので、これにより街路灯の適切な構造等を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容と案件の性質に鑑み、適宜取捨選択の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

(1) 埋設物調査

調査目的：街路灯設置に必要な既存ユーティリティの埋設状況等を把握する。

調査項目：既存資料に基づく試験堀等

以上